

受給者証の有効期間が延長されます

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、現在お持ちの受給者証の有効期間を更新手続きなしで **1年間**延長します。

1、対象者

現在お持ちの自立支援医療（精神通院医療）の受給者証の有効期間が、**令和2年3月1日から令和3年2月28日の間に満了**する方

2、お手続きについて

更新手続きは不要です。現在お持ちの受給者証をそのままご利用ください。
ただし、**変更手続きは従来どおり必要**です。（所得の状況、医療機関、住所等の変更）

3、受給者証の見方

対象となる方は、現在お持ちの受給者証の有効期間の満了日が、**1年間**延長されます。

(例)

満了日が1年間延長となります。

(例) 令和2年6月30日→令和3年6月30日に読み替えます。

公費負担者番号				上限額		療養者	
自立支援医療費受給者番号				有効期間	令和元年7月1日～令和2年6月30日		
受診者	フリガナ			指定自立支援			
	氏名						
	生年月日		性別				
	住所						
保険者名							
被保険者証の記号及び番号							
保護者 (受診者が18歳未満の場合)	氏名						
	住所						
	続柄						
				次回再認定申請開始日	令和2年4月		
				次回再認定申請時の意見書等の添付	不要 ※		

※医療機関において病状の変化及び治療方針の変更があると判断した場合はこの限りではありません。

次回再認定申請開始日が1年後になります。

(例) 令和2年4月→令和3年4月に読み替えます。

添付の必要・不要に変更はありません。

4、その他

- すでに更新手続きをいただいている場合には、通常どおり新しい受給者証を発行いたします。
- 精神障害者保健福祉手帳について、診断書の提出を一時的に猶予する措置があります。同時申請をご希望の場合には、お住まいの区の支援課へご相談ください。